

令和3年8月5日

一般社団法人群馬県建設業協会  
会 員 各 位

一般社団法人群馬県建設業協会  
会 長 青 柳 剛

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に  
基づく警戒度及び要請について（依頼）

群馬県において令和3年8月3日（火）に開催しました第53回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（8月4日（水）以降）を行うことを決定しました。

群馬県においては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請が行われますので、添付文書をご確認いただきたくお願い申し上げます。

なお、昨日（8/4）に群馬県内の感染者数が過去最多の200名を超え、まん延防止等重点措置の適用がほぼ確実な状態となっています。今回の通知は警戒度4の案内ですが、新たな通知が届きましたら改めてお知らせいたします。

－ 前回（8月2日（月）以降）要請からの変更点－

（1）ガイドライン警戒度の変更

警戒度「4」：35市町村

（2）外出・県外移動について

- ・生活に必要な場合を除き、不要不急の外出を自粛することを要請（特に、午後8時以降の外出については極力控える）
- ・県外との不要不急の往来は自粛することを要請

（3）事業者に対する営業時間短縮要請

対象市町村：35市町村

対象業種：飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配、テイクアウトを除く）  
遊興施設等（バー、カラオケボックス等を含む）  
※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けた店舗

要請内容：午後8時から午前5時の間の営業自粛要請  
（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）

要請期間：令和3年8月7日（土）から同月20日（金）まで（14日間）

※詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（8月4日（水）以降）』を御確認ください。

一般社団法人群馬県建設業協会  
TEL 027-252-1666  
FAX 027-252-1993

(公印省略)  
建企第174-19号  
令和3年8月5日

関係団体 御中

群馬県知事 山本 一太  
(県土整備部建設企画課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく警戒度  
及び要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和3年8月3日（火）に開催しました、第53回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（8月4日（水）以降）を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

－ 前回（8月2日（月）以降）要請からの変更点－

(1) ガイドライン警戒度の変更  
警戒度「4」：35市町村

(2) 外出・県外移動について

- ・生活に必要な場合を除き、不要不急の外出を自粛することを要請  
(特に、午後8時以降の外出については極力控える)
- ・県外との不要不急の往来は自粛することを要請

(3) 事業者に対する営業時間短縮要請

対象市町村：35市町村

対象業種：飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配、テイクアウトを除く）  
遊興施設等（バー、カラオケボックス等を含む）  
※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けた店舗

要請内容：午後8時から午前5時の間の営業自粛要請  
(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)

要請期間：令和3年8月7日（土）から同月20日（金）まで（14日間）

※詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請  
について（8月4日（水）以降）』を御確認ください。

担 当：建設企画課 建設業係 福島・山上 技術調査係 野口・土屋
T E L：027-897-2844 027-226-3531
F A X：027-224-1426